

II. 參考資料

(資料1)

平成26年3月17日
文部科学大臣決定

革新的研究開発基金補助金交付要綱

(通則)

第1条 独立行政法人科学技術振興機構法（平成14年法律第158号。以下「法」という。）附則第5条の2第1項の規定に基づく補助金（以下単に「補助金」という。）の交付については、予算の範囲内において交付するものとし、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）及び補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(交付の目的)

第2条 この補助金は、独立行政法人科学技術振興機構（以下「機構」という。）に将来における我が国の経済社会の発展の基盤となる革新的な新技術の創出に係る研究開発及びこれに附帯する業務を実施するための基金を造成することを目的とする。

(交付の対象)

第3条 この補助金は、機構が法附則第5条の2第1項に規定する基金（以下単に「基金」という。）の造成を行う事業（以下「事業」という。）に必要な経費を補助の対象とする。

(交付額の算定方法)

第4条 この補助金の交付額は、次の表の第1欄に定める基準額と第2欄に定める対象経費の支出予定額とを比較して少ない方の額とする。

ただし、算出された交付額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。

1 基準額	2 対象経費
千円 55,000,000	機構の基金の造成に要する経費

(交付の条件)

第5条 この補助金の交付の決定には、次の条件が付されるものとする。

一 事業内容の変更をする場合には、文部科学大臣（以下「大臣」という。）の承

認を受けなければならない。

- 二 事業を中止し、又は廃止する場合には、大臣の承認を受けなければならない。
- 三 事業が予定の期間内に完了しない場合又は事業の遂行が困難となった場合には、速やかに大臣に報告し、その指示を受けなければならない。
- 四 事業で不正な使用が明らかになった場合（不正な使用が行われた疑いのある場合も含む。）には、速やかに調査を実施し、その結果を大臣に報告するものとする。
- 五 事業により造成される基金は、国からの補助金を財源としているものであることに鑑み、その活用にあたっては、次に掲げる事項に対応しなければならない。
 - イ 基金は、善良な管理者の注意をもって管理し、法附則第5条の2第1項に定める基金の目的に反して、基金を取り崩し、処分し、又は担保に供してはならない。
 - ロ 基金の運用によって生じた利子その他の収入金は、法附則第5条の2第2項に基づき、基金に充てるものとする。
 - ハ 基金を廃止する場合において、基金に残余があるときは、法附則第5条の2第4項に基づき、その残余の額を国庫に納付しなければならない。
 - ニ 基金の廃止後においても、機構が基金により研究開発に係る経費を配分した機関からの返還が生じた場合には、これを国庫に納付しなければならない。
 - ホ 基金により行う革新的新技術研究開発業務（以下「業務」という。）の経理について、当該業務以外の経理と明確に区分し、その収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出について証拠書類を整理し、かつ当該帳簿及び証拠書類を基金廃止後5年間保管しなければならない。
 - ヘ 機構は、業務の収支状況等について、毎事業年度の終了後3か月以内に、状況報告書を大臣に提出しなければならない。

（交付申請手続）

第6条 機構は、補助金の交付を受けようとするときは、別紙様式1による交付申請書を大臣に提出しなければならない。

（変更申請手続）

第7条 機構は、補助金の交付決定後の事情の変更により申請の内容を変更して交付額の変更を行う場合には、速やかに別紙様式2による変更交付申請書を大臣に提出し、その承認を受けなければならない。

（交付決定の通知）

第8条 大臣は、前2条の規定による申請書の提出があった場合は、その内容を審査の上、速やかに交付決定を行い、別紙様式3による交付決定通知書を機構に送付するものとする。

(調査及び報告等)

第9条 大臣は、事業の適正な執行を図る必要があると認めるときには、機構に対して報告を求めることができる。

(実績報告)

第10条 機構は、事業の完了又は事業の中止若しくは廃止の承認を受けた場合には、当該事業が完了した日若しくは承認通知を受領した日から1か月を経過した日又は平成26年4月10日のいずれか早い日までに別紙様式4による実績報告書を大臣に提出しなければならない。

(補助金の額の確定等)

第11条 大臣は、前条の報告を受けた場合には、報告書等の書類の審査及び必要に応じて調査を行い、その報告に係る事業の内容が交付決定の内容に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、機構に通知する。

2 大臣は、機構に交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、その超える部分の補助金の返還を命ずるものとする。

3 前項の補助金の返還期限は、当該命令のなされた日から20日以内とし、期限内に納付がない場合は、未納に係る金額に対して、その未納に係る期間に応じて年利10.95%の割合で計算した延滞金を徴するものとする。

(交付決定の取消等)

第12条 大臣は、次に掲げる場合には、第8条の交付決定の全部若しくは一部を取り消し、又は変更することができる。

- 一 機構が、法令、本要綱又は法令若しくは本要綱に基づく大臣の処分又は指示に違反した場合
- 二 機構が、補助金を事業以外の用途に使用した場合
- 三 機構が、事業に関して不正、怠慢、その他不適当な行為をした場合
- 四 交付決定後生じた事情の変更等により、事業の全部又は一部を継続する必要がなくなった場合

2 大臣は、前項の取消しをした場合において、既に当該取消しに係る部分に対する補助金が交付されているときは、期限を付して当該補助金の全部又は一部の返還を命ずるものとする。

(補助金の経理)

第13条 機構は、事業の経理について、事業以外の経理と明確に区分し、その収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出について証拠書類を整理し、かつ当該帳簿及び証拠書類を基金廃止後5年間保管しなければならない。

(その他)

第14条 この要綱に定めるもののほか、この補助金の取扱いに関し必要な事項は、その都度、大臣が定めるものとする。

附 則

この要綱は平成26年3月17日から施行する。

革新的新技術研究開発基金の運用に係る方針

平成 26 年 3 月 17 日
総合科学技術会議
革新的研究開発推進会議
平成 26 年 6 月 12 日改訂
平成 28 年 3 月 24 日改訂
総合科学技術・イノベーション会議
革新的研究開発推進会議

「革新的研究開発推進プログラム運用基本方針」（平成 26 年 2 月 14 日総合科学技術会議）2.（4）に基づき、革新的研究開発推進プログラム（以下「ImPACT」という。）の研究開発等に必要経費として国立研究開発法人科学技術振興機構（以下「機構」という。）に設立される革新的新技術研究開発基金の運用に係る方針（以下「基金運用方針」という。）を以下のとおり示す。

○総則

- ・革新的新技術研究開発基金から支出する研究開発に係る経費（以下「研究費」という。）、PMの活動の支援の経費（以下「支援費」という。）、基金の管理に必要な経費（以下「基金管理費」という。）の執行に係るルールについては、基金運用方針に適合するよう策定されなければならない。

○支出の対象等

<研究費>

- ・研究費は、プログラム・マネージャー（以下「PM」という。）が実施管理を行う研究開発プログラム（以下「プログラム」という。）において選定された研究開発機関に対し、機構が委託研究契約等により配分する（「直接経費：研究機器・材料購入費、研究者人件費、旅費」、「管理経費」等）。
- ・直接経費の費目区分は、それぞれ物品費、旅費、人件費・謝金、その他の4つとする。
- ・管理経費は、研究費のうち直接経費の10%以内の額を配分する。ただし、平成28年度以降に新規に採用決定されたPMが研究開発機関を選定し、機構が当該研究開発機関と委託研究契約等を締結する場合は、競争的資金の間接経費の執行に係る共通指針（平成26年5月29日改正 競争的資金に関する関係府省連絡会申し合わせ）に規定する間接経費に相当するものとして、30%以内の額まで配分できるものとする。
- ・研究費における費目間の流用は、各年度予算額（直接経費）の総額のそれぞれ50%の範囲内であれば、機構への手続きを経ることなく行うことができる。総額の50%を超える

流用を行おうとする場合には、PM の了承のもとに、機構の承認を必要とする。

<支援費>

- ・支援費は、機構が、PM が行うプログラムの企画・遂行・管理等の活動の支援等に必要な経費に支出する（PM 人件費、支援スタッフ人件費、調査委託費、研究プロジェクトの公募経費、PM の審査・選定に係る支援業務の経費等）。

<基金管理費>

- ・基金管理費は、機構が、基金の運用その他の管理に必要な経費に支出する。

○研究費の執行

- ・研究費の執行は、機構と研究開発機関との間で定める委託研究契約等に基づき行う。
- ・研究開発期間内においては、研究遂行が円滑に進展するよう、年度末・年度始めにおいて経費執行の空白期間が生じないように弾力的な経費の執行を可能とする。各年度の研究費において研究計画変更等に伴い発生した未使用分については、最終年度を除き、翌年度有効に使用されることを前提に、返還することなく翌年度に引き続き使用することを可能とし、研究開発期間において各年度の執行額及び未執行額の発生理由を当該年度の実施状況報告書によって明らかにすることとする。
- ・研究遂行上必要な場合において、PM が認めるときは、研究計画上の所要経費総額の範囲内で年度毎の支払予定額の変更及び年度途中の追加払いを可能とする。
- ・研究費で取得した設備等については、プログラムに支障が生じない範囲で他事業に有効活用することも可能とする。また、他の補助金等で取得した設備等を ImPACT に使用することが当該他の補助金等のルールにより認められる場合には、当該使用等に当たっての必要経費について、研究費からの支出を可能とする。
- ・研究開発機関は、PM と合意した研究計画に基づき、研究開発の一部を他の研究開発機関に委託契約等により行わせる（再委託）ことができる。再委託にあたっては事前に機構と協議し、特に必要性があることを確認した上で再委託を認めるものとする。
- ・ImPACT において経費の不正な使用等が認められた場合は、「競争的資金の適正な執行に関する指針（平成 24 年 10 月 17 日競争的資金に関する関係府省連絡会申し合わせ）」に準じて機構が定めるところにより厳正に対処することとする。
- ・ImPACT において、研究開発活動の不正行為（捏造、改ざん、盗用等）が認められた場合には、「競争的資金の適正な執行に関する指針（平成 24 年 10 月 17 日競争的資金に関する関係府省連絡会申し合わせ）」に準じて機構が定めるところにより厳正に対処することとする。

○実施状況報告書の提出

- ・研究開発機関は、各年度終了後 2 ヶ月以内に研究開発の実施状況及び経費毎の研究費の収支状況を明らかにした実施状況報告書を機構に提出するものとする（ただし、研究開

発が年度途中で終了した場合は、その時点から2ヶ月以内に実施状況報告書を機構に提出するものとする)。機構は、提出された実施状況報告書及び現地調査等により、研究費の執行状況を確認する。

○額の確定

- ・研究開発機関は、研究開発期間終了後に、研究開発期間全体の実績報告書を機構に提出するものとし、機構は提出された実績報告書及び現地調査等に基づいて、研究費の額の確定を行う。

○経費使途の公開等

- ・機構は、国民への説明責任を果たす観点から、年度毎の経費の使途について、ホームページ等を通じて広く情報公開するものとする。

○取得財産の帰属

- ・研究費により取得された研究機器等の財産については、大学、企業等を問わず、研究開発機関の帰属とする。

○その他

- ・基金運用方針に定めることのほか、革新的新技術研究開発基金の運用に関し必要な事項は、ImPACTについて総合科学技術・イノベーション会議が作成した文書及びこれに基づき内閣府が作成した文書を踏まえて、機構が定めることとする。

(資料 3 - 1)

○国立研究開発法人科学技術振興機構革新的新技術研究開発基金設置規程

(平成 26 年 3 月 24 日平成 26 年規程第 10 号)

改正 平成 27 年 3 月 25 日平成 27 年規則第 20 号

(目的)

第 1 条 この規程は、革新的新技術研究開発基金(以下「基金」という。)の設置及び運用に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(基金の設置)

第 2 条 平成 25 年度一般会計補正予算(第 1 号)により交付される補助金により、将来における我が国の経済社会の発展の基盤となる革新的な新技術の創出に係る研究開発及びこれに附帯する業務を実施するため、国立研究開発法人科学技術振興機構に基金を設置する。

2 基金の設置は、平成 26 年 3 月 25 日から平成 31 年 3 月 31 日までの間とする。

(基金の業務)

第 3 条 基金は、国立研究開発法人科学技術振興機構法(平成 14 年法律第 158 号)第 18 条第 1 号に掲げる業務のうち、同法附則第 5 条の 2 第 1 項に定める革新的な新技術の創出に係るもの及びこれに附帯する業務に充てるものとする。

(基金の資金運用)

第 4 条 基金は、独立行政法人通則法(平成 11 年法律第 103 号)第 47 条に規定する金融機関への預金その他安全な方法により運用するものとする。

(委任)

第 5 条 この規程に定めるもののほか、基金の運用に関し必要な事項は、別に定める基金管理委員会の議を経て理事長が別に定める。

附 則

この規程は、平成 26 年 3 月 25 日から施行する。

附 則(平成 27 年 3 月 25 日平成 27 年規則第 20 号)

この規則は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

○革新的研究開発推進プログラムの実施に関する規則

(平成 26 年 3 月 25 日平成 26 年規則第 14 号)

改正 平成 26 年 6 月 30 日平成 26 年規則第 136 号 平成 27 年 3 月 25 日平成 27 年規則第 125 号

目次

- 第 1 章 総則(第 1 条-第 3 条)
- 第 2 章 ImPACT の推進(第 4 条-第 16 条)
- 第 3 章 PM 等の評価(第 17 条)
- 第 4 章 革新的新技術研究開発基金の取扱い(第 18 条)
- 第 5 章 雑則(第 19 条・第 20 条)
- 附則

第 1 章 総則

(目的)

第 1 条 この規則は、革新的研究開発推進プログラム運用基本方針(平成 26 年 2 月 14 日総合科学技術会議。以下「運用基本方針」という。)等総合科学技術・イノベーション会議が定める方針の下、業務方法書(平成 15 年文部科学大臣認可)第 28 条第 2 項の規定に基づき、革新的新技術研究開発基金により国立研究開発法人科学技術振興機構(以下「機構」という。)が行う革新的研究開発推進プログラム(以下「ImPACT」という。)の実施に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(ImPACT の目的)

第 2 条 機構は、総合科学技術・イノベーション会議が設定するテーマ及び選定するプログラム・マネージャー(以下「PM」という。)の実施管理の下、実現すれば産業や社会のあり方に大きな変革をもたらす革新的なイノベーションの創出を目指し、ハイリスクかつハイインパクトな挑戦的研究開発を推進する。

(ImPACT の実施体制)

- 第 3 条 機構は、PM を設置するとともに、PM 毎に研究開発プログラムを設定する。
- 2 PM は、研究開発の成果を革新的なイノベーション創出に結び付けるプロデューサーとして、研究開発プログラム計画を策定するとともに、研究開発プログラム全体のマネジメントを行う。
 - 3 機構は、PM による研究開発、事業化等のマネジメント活動など研究開発プログラムの実施管理全般を支援する体制を構築する。
 - 4 機構は、PM のマネジメント全般について、PM を補佐するため、プログラム・マネージャー補佐及びプログラム・アシスタントを置くことができる。
 - 5 機構は、研究開発プログラムのマネジメントに関し、PM が意見を求めるため、プログラム・アドバイザーを置くことができる。

- 6 プログラム・アドバイザーは、PMの要請に基づき、研究開発プログラム実施期間を限度として委嘱する。
- 7 プログラム・アドバイザーは、その職務に関して知り得た秘密を漏らし、又は盗用してはならない。その職を退いた後も、同様とする。

第2章 ImPACTの推進

(ImPACTの実施)

第4条 機構は、関係機関と十分調整を図りつつ、ImPACTを実施するものとする。

(PMの選定及び雇用)

第5条 機構は、総合科学技術・イノベーション会議が実施するPMの審査及び選定に関し必要な支援を行う。

- 2 機構は、PMの採用に関する総合科学技術・イノベーション会議の決定を踏まえ、PMを雇用する。
- 3 選定されたPMは、専任としてPM業務に従事しなければならない。ただし、PMの選定にあたり審査した結果、総合科学技術・イノベーション会議が認める場合は、兼任または過渡的措置としての委嘱によりPMとして選定されることができる。
- 4 PMの雇用は、原則として単年度の雇用契約により、雇用契約は更新することができる。ただし、総合科学技術・イノベーション会議がPMの解任を決定した場合は、機構は、当該雇用契約の更新を行わないものとする。

(研究開発プログラム計画の策定)

第6条 PMは、自らの構想に基づき、研究開発機関、研究開発機関の役割分担、研究開発機関毎の研究実施計画及び研究開発経費の配分計画等研究開発プログラムの実施に必要な事項を定めた研究開発プログラム計画(以下「計画」という。)を策定する。

- 2 PMは、前項の計画の策定にあたり、ワークショップ、シンポジウム及びアイデアコンテスト等を実施することにより、広く各界の意見を取り入れることができる。
- 3 PMは、研究開発機関の選定に際し、公募により、研究機関を募ることができる。その場合、選定手順、選定基準等必要な事項は、PMが定める。
- 4 研究開発機関の選定に関しては、総合科学技術・イノベーション会議に設置する革新的研究開発推進プログラム有識者会議(以下「有識者会議」という。)の確認を得なければならない。また、PMに関係する機関又は日本国外の機関を研究開発機関として選定しようとする場合は、総合科学技術・イノベーション会議に設置する革新的研究開発推進会議(以下「推進会議」という。)の承認を得なければならない。
- 5 PMは、必要に応じ、計画を変更することができる。ただし、PMに関係する機関への研究開発経費を変更(軽微なものを除く。)しようとするときは、推進会議の承認を得なければならない。

(知的財産の取扱い等の取り決め)

第7条 PM、機構及び研究開発機関は、研究開発の実施にあたり、革新的研究開発推進プログラム運用基本方針取扱要領(平成26年2月27日総合科学技術会議 革新的研究開発推進会議。以下「取扱要領」という。)を踏まえ、PM毎に知的財産の取扱い、秘密保持、相互協力及びその他の研究開発の実施に必要な事項を取り決める。

(研究開発の実施)

第8条 機構は、PMの策定する計画に基づき、研究開発機関と委託研究契約等を締結する。計画が変更された場合も同様とする。

2 PMは、委託研究契約等に基づき研究開発機関が実施する研究の実施管理を行う。

(研究開発により生じた知的財産権の取扱い)

第9条 PM、機構及び研究開発機関は、研究成果について、知的財産権等の確保に努めることとする。

2 機構は、実施許諾条件等の知的財産権の運用に関する必要な事項について協議するために、PM、研究開発機関の一部又は全部及び機構からなる知財運用会議をPM毎に設置し、機構及びPMは、知財運用会議の協議結果に従うものとする。

3 知財運用会議は、前項の協議にあたり、知的財産権の帰属、実施等については、取扱要領、第7条の取り決めの内容等を勘案する。

(利益相反マネジメント)

第10条 利益相反のマネジメント体制及びマネジメント手法については、取扱要領の定めに従う。

2 利益相反の事象の発生を事前に防止するため、革新的研究開発推進室にPM及び関係者が随時、相談することのできる窓口担当者を設置する。窓口担当者は、PM及び関係者から相談のあった場合、機構の設置する利益相反アドバイザーに連絡するなど必要な措置を採るものとする。

3 利益相反に係わる事象を調査する必要がある場合は、機構は調査委員会を設置し、必要に応じて調査結果を推進会議に報告する。この場合、事象の内容に応じ、機構は、当該委員会として、利益相反マネジメント実施規則(平成24年規則第10号)に定める利益相反マネジメント委員会を活用することができる。

4 その他の事項については、利益相反マネジメント実施規則の規定を活用することが適当な場合はこれに従う。

(研究開発活動の不正行為等に関する措置)

第11条 ImPACTにおける研究開発活動の不正行為及び不適正な経理処理等(以下「不正行為等」という。)に関する調査の仕組み及び不正行為等を行った者等に対する処分の内容等は、取扱要領の定めによるほか、不正行為等に係る告発等の処理及び処分に関する規則(平成20年規則第7号)の規定に従うものとする。

(技術情報等の管理)

第 12 条 PM 及び機構は、研究開発プログラムに国民の安全・安心に資する技術と産業技術の相互に転用可能なデュアルユース技術も含まれ得ることを勘案し、国際的な平和及び安全の維持のため、必要に応じた国民の安全・安心に資する技術に係る情報の保全や安全保障輸出管理等の技術情報等の管理を適切に行う。

2 技術情報等の管理のうち、安全保障輸出管理に係る手続き、出荷管理、教育及び文書管理等の基本的な事項は、安全保障輸出管理規程(平成 24 年規程第 3 号)の規定に従うものとする。

(研究開発成果の発表、発信及び普及)

第 13 条 機構は、研究開発の成果について把握するとともに、それらの公表、発信及び普及に努めるものとする。

(PM に対する支援)

第 14 条 機構は、PM による研究開発、事業化等のマネジメント活動などの研究開発プログラムの実施管理全般を支援する。

(研究開発プログラム実施期間)

第 15 条 研究開発プログラムの実施期間は、革新的新技術研究開発基金の設置期間内において、3 年から 5 年の範囲とする。

(研究開発プログラムの継続が困難な場合の措置)

第 16 条 機構は、総合科学技術・イノベーション会議が研究開発プログラムの継続が困難であると判断したときは、当該研究開発プログラムを中止できるものとする。

第 3 章 PM 等の評価

(PM 等の評価)

第 17 条 PM 及び研究開発プログラムなどの評価は、運用基本方針及び取扱要領に従い、総合科学技術・イノベーション会議が実施する。

第 4 章 革新的新技術研究開発基金の取扱い

(革新的新技術研究開発基金の取扱いに係る通則)

第 18 条 ImPACT の実施に必要な経費として機構に設立される革新的新技術研究開発基金の取扱いについては、運用基本方針、取扱要領、革新的新技術研究開発基金の運用に係る方針(平成 26 年 3 月 17 日推進会議)、国立研究開発法人科学技術振興機構革新的新技術研究開発基金設置規程(平成 26 年規程第 10 号)及び革新的新技術研究開発基金の運用取扱規則(平成 26 年規則第 15 号)に定めるところによる。

第 5 章 雑則

(担当部室)

第 19 条 事業の担当部室は、革新的研究開発推進室とする。

(その他)

第 20 条 この規則に定めるもののほか、事業を実施するに当たって必要な事項は、別に定めることができる。

附 則

この規則は、平成 26 年 3 月 25 日から施行する。

附 則(平成 26 年 6 月 30 日平成 26 年規則第 136 号)

この規則は、平成 26 年 7 月 1 日から施行する。

附 則(平成 27 年 3 月 25 日平成 27 年規則第 125 号)

この規則は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

○革新的新技術研究開発基金の運用取扱規則

(平成 26 年 3 月 24 日平成 26 年規則第 15 号)

改正 平成 27 年 3 月 25 日平成 27 年規則第 99 号平成 28 年 3 月 30 日平成 28 年規則第 65 号

目次

第 1 章 総則(第 1 条)

第 2 章 基金の資金運用(第 2 条—第 12 条)

第 3 章 基金管理委員会(第 13 条—第 24 条)

附則

第 1 章 総則

(目的)

第 1 条 この規則は、国立研究開発法人科学技術振興機構革新的研究開発基金設置規程(平成 26 年規程第 10 号)第 5 条に基づく革新的新技術研究開発基金(以下「基金」という。)の運用に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

第 2 章 基金の資金運用

(資金運用の原則)

第 2 条 基金の資金運用にあたっては、次の各号に留意しなければならない。

- (1) 安全性の確保を最優先とした資金運用に努めること。
- (2) 資金運用は事業の執行に支障のない範囲内で行うものとし、流動性の確保に努めること。
- (3) 収益性の向上に努めること。

2 基金の資金運用に際しては、複数の金融機関の比較を行い、競争性の確保を図ることとする。

(資金運用方法)

第 3 条 基金の資金運用に当たっては、国立研究開発法人科学技術振興機構法(平成 14 年法律第 158 号)附則第 5 条の 2 第 3 項に規定する方法により行うものとする。

2 支払時期が 1 年を超えると見込まれる資金については、短期的な資金運用にこだわることなく、業務の執行に支障のない範囲で中長期的な資金運用を行うことができるものとする。

3 金融市場の競争原理を活用し、有利な条件の実現に努めることとする。

(取引相手の選定)

第 4 条 取引相手の選定方法については、複数の金融機関から引合書を徴収し、資金運用の原則に従い、安全性に十分配慮した上で資金運用利回りが最も高い金融機関を選定するものとする。

2 引合依頼先については、金融庁が指定する格付け機関のうち、2 社以上において長期債務の評価が A 以上である金融機関とする。

3 引合いに際しては、金融機関に対して資金運用しようとする額、資金運用期間等を提示するものとする。

(債券の選定条件)

第5条 独立行政法人通則法(平成11年法律第103号)第47条第1号に規定する債券については、金融庁が指定する格付け機関のうち、2社以上において長期債務の評価がA以上である発行体の債券とする。

(金融商品の満期保有)

第6条 満期設定のある金融商品は、原則としてその満期到来日又は償還期限まで保有するものとする。

(元本の保全)

第7条 金融商品の資金運用期間中に、預貯金の預入先又は保有債券の発行体(以下「資金運用先金融機関等」という。)が第4条第2項又は第5条に規定する基準を下回った場合には、専門家の意見を聴取しつつ、元本の保全について支障の有無を検討しなければならない。

2 前項の検討の結果、元本の保全に支障があると認められる場合には、金融機関及び預金種別等の変更又は解約等により、速やかに元本の保全に努めなければならない。

(資金運用責任者等)

第8条 資金運用責任者は、理事長とする。

2 資金運用業務は経理部長が行うものとし、この業務に係る事務は経理課長が行うものとする。

(基金の出納)

第9条 基金の出納業務は、会計規程(平成15年規程第13号)第6条第2項に規定する収入責任者及び同第3項に規定する支出責任者の命令に基づき、会計規程第6条第4項に規定する出納主任が行う。

2 経理課長は、預金の預入先又は債券の購入先が決定したときは速やかに出納主任に報告するものとする。

(資金運用先の監視・情報収集)

第10条 出納主任及び経理課長は、資金運用先金融機関等の経営悪化の兆候を早期に察知するため、常に監視を行うとともに、資金運用先金融機関等の経営状況等について、定期的に情報収集を行うものとする。

(事故の報告)

第11条 基金の資金運用において事故が発生した場合は、経理部長は直ちに理事長及び経理担当理事に報告しなければならない。

(資金運用実績の報告)

第12条 経理部長は、資金運用実績を定期的に、また必要に応じ、基金管理委員会に報告するものとする。

第3章 基金管理委員会

(設置)

第13条 基金の管理運営に関し、必要な事項を審議するため、組織規程(平成15年規程第2号)第8条に基づき、機構に基金管理委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(任務)

第14条 委員会は、次の各号に掲げる事項を審議する。

- (1) 基金の設置及び運用に係る諸規則の制定に関する事項
- (2) 基金の取扱金融機関及び資金運用に関する事項
- (3) 基金の支出に関する重要事項
- (4) その他基金の資金運用に関する必要事項

(構成)

第15条 委員会は、次の各号に掲げる者をもって構成する。

- (1) 理事長
- (2) 総括担当理事、総務担当理事、経理担当理事、事業担当理事
- (3) 経営企画部長、総務部長、経理部長、革新的研究開発推進室長

(委員長)

第16条 委員会に委員長を置き、理事長をもってあてる。

2 委員長は、委員会を主宰する。

3 委員長に事故があるときは、委員長があらかじめ指名する委員が、その職務を代行する。

(委員会の開催)

第17条 委員長は、委員会を開催する。

2 委員会は、委員の過半数が出席しなければ、議事を開き、議決をすることができない。

3 委員会において必要と認める場合には、委員長は、委員以外の専門的知識を有する者及び役職員等に出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

4 委員会の議事は出席した委員の過半数をもって決し、可否同数の時は、委員長の決するところによる。

(監事の出席)

第18条 監事は、委員会に出席し、意見を述べることができる。

(部会)

第19条 委員会での審議に資するため、委員会の下に資金運用部会(以下「部会」という。)を置くことができる。

(部会の審議事項)

第20条 部会は、次に掲げる事項を調査審議する。

- (1) 安全な金融機関の選定に関する事項
- (2) 安全かつ流動的な金融商品の選定に関する事項

(3) その他基金の資金運用に関する必要事項

(部会の構成)

第 21 条 部会は、次の各号に掲げる者をもって構成する。

- (1) 経理担当理事
- (2) 経営企画部長、総務部長、経理部長、革新的研究開発推進室長
- (3) 経理部主計課長、経理部経理課長、革新的研究開発推進室担当調査役

2 部会には、部会長を置き、理事をもって充てる。

3 部会長に事故ある時は、あらかじめ部会長の指名する構成員がその職務を代行する。

4 部会長は、必要があると認める時は、専門的な知識を有する者及び機構の役職員の出席を求め、説明又は意見を聴取することができる。

(部会の開催)

第 22 条 部会長は、構成員の過半数の出席がなければ、部会を開き、審議を行うことはできない。

2 部会の議事は出席した構成員の過半数をもって決し、可否同数の時は、部会長の決するところによる。

3 部会で審議・決定された事項は、終了後遅滞なく委員会に報告することとする。

(事務局)

第 23 条 委員会及び部会の事務は、革新的研究開発推進室が担当する。

(その他)

第 24 条 この規則に定めるもののほか、委員会及び部会に関して必要な事項は、委員会及び部会においてそれぞれ定める。

附 則

この規則は、平成 26 年 3 月 25 日から施行する。

附 則(平成 27 年 3 月 25 日平成 27 年規則第 99 号)

この規則は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 28 年 3 月 30 日平成 28 年規則第 65 号)

この規則は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

参 照 条 文

- 国立研究開発法人科学技術振興機構法（平成14年12月13日 法律第158号）
附則（抄）

（基金）

- 第5条の2 機構は、将来における我が国の経済社会の発展の基盤となる革新的な新技術の創出を集中的に推進するため、平成25年度の一般会計補正予算(第1号)により交付される補助金により、平成31年3月31日までの間に限り、第18条第1号に掲げる業務のうち革新的な新技術の創出に係るもの及びこれに附帯する業務に要する費用に充てるための基金(以下単に「基金」という。)を設けるものとする。
- 2 基金の運用によって生じた利子その他の収入金は、基金に充てるものとする。
 - 3 通則法第47条及び第67条(第7号に係る部分に限る。)の規定は、基金の運用について準用する。この場合において、通則法第47条第3号中「金銭信託」とあるのは、「金銭信託で元本補填の契約があるもの」と読み替えるものとする。
 - 4 機構は、基金を廃止する場合において、基金に残余があるときは、政令で定めるところにより、その残余の額を国庫に納付しなければならない。

（国会への報告等）

- 第5条の6 機構は、毎事業年度、革新的な新技術研究開発業務に関する報告書を作成し、当該事業年度の終了後3月以内に文部科学大臣に提出しなければならない。
- 2 文部科学大臣は、前項の報告書の提出を受けたときは、これに意見を付けて、国会に報告しなければならない。

- 業務方法書（文部科学大臣認可 平成15年10月1日）

（革新的な新技術研究開発業務）

- 第46条 機構は、国から交付される補助金により設けられた基金により、将来の社会や産業のあり方に大きな変革をもたらす革新的な新技術の創出にかかる研究開発を行うものとする。
- 2 業務の実施に必要な事項については、別に定めるところによる。